

# 袋井市高齢者等配食サービス事業



買い物や調理が困難な

在宅高齢者等に、

栄養バランスを考慮した

食事をご自宅まで配達します。



## 条件

食材の買い物や調理困難な高齢者世帯等で、

次の①～④のすべての要件を満たしている方

- ① 心身の状態が次の(1)(2)のいずれかに当てはまる方
  - (1)要介護1以上の認定を受けている
  - (2)日常生活自立度がランク A(屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出しない)相当以上または、認知症高齢者自立度がⅡa 以上(日常生活に支障をきたす症状 道に迷う、買い物や事務、金銭管理ができない等、意思疎通の困難さが多少みられる)相当
- ② 65歳未満の方(要介護認定を受けていない)と同居していない
- ③ 前年の本人等の所得が、市が定める限度額(老齢福祉年金の所得制限限度額)を超えていない
- ④ 介護保険料を滞納していない



さらに市職員がご自宅に訪問し、調査を実施します。

その後調査内容を審査し、配食サービスの助成を利用できるかを決定します。

配食日	月曜日から土曜日までの昼食・夕食(12月29日から1月3日は除く) ※ 曜日の指定も可能 ※ 1週間あたりの上限は昼夕合わせて10食
利用者負担額	市助成額、1食 290円 を差し引いた金額
配食業者	まごころ弁当 遠州中央店(森町向天方 463-2)
食事内容	普通食、食事制限食等(カロリー・塩分調整、低たんぱく、ムース食など) ※ おかずはきざみ食、ごはんはおかゆの対応可能
安否確認	配達の際には安否確認(声かけ)を行います。 ご本人が不在の場合、緊急連絡先への連絡・確認を行います。

裏面につづきます



担当 袋井市健康長寿課 地域包括ケア推進係

電話 0538-84-7534 メール [chiikihoukatsu@city.fukuroi.shizuoka.jp](mailto:chiikihoukatsu@city.fukuroi.shizuoka.jp)

# 高齢者等配食サービス事業申請から決定までの流れ

## ①申請

配食希望の方は、高齢者等配食サービス事業利用申請書(様式第1号)

と調査票①・②をご記入の上、提出または郵送してください。

※提出・郵送は、はーとふるプラザ袋井(市総合健康センター)健康長寿課まで。  
(袋井市役所 保険課介護保険係、浅羽支所市民サービス課でも可能です)



※申請書は、ホームページからもダウンロードすることができます。

※電子申請も可能です。ホームページからご覧ください。



(URL <https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/10/1003/josei/1422533212751.html> )

## ②確認・訪問調査

市では、提出された書類を確認し、

訪問調査(世帯、買い物、調理状況等)と保険料納付状況・所得確認を行い、  
ご利用が可能であるか判断させていただきます。

※担当ケアマネジャー、ご家族に同行をお願いする場合があります。



利用可能

利用不可能

## ③通知

利用承認通知書を  
ご郵送します。



## ③通知

利用不承認通知書を  
ご郵送します。



## ④利用開始

申請内容に準じたサービスがご利用  
いただけます。

## 不承認の場合は…

配食サービスが必要な場合は、自費での利用  
開始となります。

他の配食サービス会社もご紹介可能です。

～ 問い合わせ先 ～

はーとふるプラザ袋井(市総合健康センター)

健康長寿課 地域包括ケア推進係

〒437-0061 袋井市久能 2515-1

TEL:0538-84-7836 FAX:0538-84-7582